

会社を強くする！ 弁護士活用術



氷室昭彦

合同会社 CLC 代表
元商事法律研究会理事、月刊 Credit & Law 編集長。
2022年5月、社外役員紹介会社 CLC を設立、代表社員に就任。

第28回 弁護士のネットワーク

全国規模のネットワーク

弁護士には、弁護士会(日弁連・単位弁護士会)の活動を通じた様々なネットワークがあります。他にも、弁護士会の枠を超えて、専門分野等を背景に組織された全国的な規模のネットワークがあります。

「全国倒産処理弁護士ネットワーク」(全倒ネット)は、2002年、全国の事業再生・倒産処理に携わる弁護士によって組織され、主に、会員間のメーリングリストによる情報交換や研究活動の成果を外部発信しています。会員は、他と比較しても圧倒的に多く、2020年3月時点で5,000名を超えています。理事長は中井康之弁護士(堂島法律事務所・34期)。

「弁護士知財ネット」は、2005年、日弁連支援の下に設立。全国各地で知財関連業務に対応できる弁護士が支援するとともに、全国を8ブロックに分けた地域会を組織し、知財に関する専門家による法律相談を行っています(有料)。理事長は末吉互弁護士(KTS法律事務所・35期)。

「日本組織内弁護士協会」(JILA)は、文字通り、組織内(企業・公務員等)弁護士によって組織され、2001年、「インハウスローヤーズネットワーク」としてスタートした後、2006年には現在の名称に変更。2022年4月時点の会員は約2,000名。企業内弁護士を多く抱える企業(上位3社)は、①ヤフー(42名)、②三井住友信託銀行(26名)、③野村証券(25名)となっています(2021年6月)。理事長は坂本英之弁護士(ジブラルタ生命保険)。

上記3つのネットワークとは性格を異にしますが、司法研修所同期生による交流も有力なネットワークです。

法曹(裁判官・検察官・弁護士)になるためには、司法試験合格後、1年間の司法修習を経て、最終試験に合格しなければなりません(かつては修習期間が2年間でした)。司法修習は、“法曹になるための修業期間”であり、同期生は、いわば“同じ釜の飯を食う”間柄でもあります。

第50期生は、1996年に司法修習生となり、1998年に弁護士登録(裁判官に任官)した方々ですが、「事業再生50期の会」を組織し、登録20年を迎えた2017年、野村剛司弁護士(なのはな法律事務所)編集代表『多様化する事業再生』(商事法務)を記念論文集として刊行。執筆者は弁護士25名、裁判官3名で、登録弁護士会は東京・大阪のほか京都・愛媛・静岡・千葉で、所属する事務所も総合事務所から専門・個人事務所と様々です。

本書刊行から5年が経過し、第50期生も登録25年を迎えた現在(2022年)、事業再生・倒産処理の第一線において、中堅弁護士としての活躍が期待されています。

弁護士会/研究部会

全国47都道府県には、52の弁護士会があります(各府県1会、東京3会、北海道4会)。単位弁護士会は、規模(会員数)の差こそあれ、各種研究会等を設置し、会員相互の自己研鑽や共同研究を行っています。

最大規模の弁護士会である東京弁護士会(東弁)では、伝統的な「倒産法部」や「会社法部」のほか、最近スタートした「AI研究部」「LGBT部」等16研究部を組織し、活動を行っています。

東弁最大の研究部である「倒産法部」(所属部員約600名)は、1982年に設立され、事業再生・倒産処理を中心に講演会・勉強会を行い、その成果を刊行物として発刊しています。研究部創設時から、清水直、三宅省三、高木新二郎、才口千晴、松島英機等の著名な倒産弁護士が自らのノウハウを披露するとともに、それらリーダーの下で若手部員も大型倒産事件等を扱うようになり、「倒産村」と称されるようになりました。

「倒産村」は、群れることにより、実務処理も、速く/賢く/強くなった一方、私的整理が激増し、法的整理と金融実務との乖離が進む現在、他の研究部との交流をはじめ、いかに「村」から脱皮するかが提言されています(多比羅誠弁護士(22期)「倒産法部から見た法律研究部」LIBRA2022年3月号)。

会派(派閥)

“3人寄れば派閥ができる”——。一般にはあまり知られていませんが、弁護士会にも古くから派閥があり、業界では「会派」と呼ばれています。弁護士になってはじめて、「会派」(派閥)の存在を知った方も少なくありません。現在、東京・大阪・名古屋の大規模な弁護士会には、<資料>のような会派(任意団体)が多く存在しています。

東京弁護士会には4つの会派がありますが、会員数としては法友会が最も多く、法曹親和会、期成会の順となっています(水曜会は会員数を公表していません)。法友会、法曹親和会はさらに内部で会派が分かれており(会内会派)、それぞれ弁護士登録15年までの若手会員で構成する「全期会」があります。期成会の「若手の会」は、登録10年までを対象としています(大阪弁護士会や愛知県弁護士会の若手の会も、概ね10年までとなっています)。

また、大阪弁護士会には7つの会派があり、副会長は、通常、各会派から1人ずつ選出されています。

会派は、もともと弁護士会選挙の際の推薦母体として誕生しましたが、通常は、政策提言や研修、親睦・情報交換の場として活動を行っています。会派同士によるイベントの開催、研究活動の成果を出版物として刊行するケースも少なくありません。個人事業主である弁護士にとっては、同業者と知り合える貴重な場でもあり、会派活動に熱心な弁護士は、他の会派を含めて、同業者としての資質から人柄・性格に至るまでよく知っています。

しかし、最近は、弁護士会活動に対する意識やボス弁とイソ弁との関係の変化(希薄化)、さらには事務所の大規模化も相俟って、若手弁護士を中心に「会派離れ」(無派閥)が進む傾向にあります。

<資料> 弁護士会別会派一覧

弁護士会	会派(派閥)
東京弁護士会	法友会(法友全期会)、法曹親和会(親和全期会)、期成会(若手の会)、水曜会
第一東京弁護士会	全期会、新緑会、青風会、第一倶楽部
第二東京弁護士会	紫水会、全友会、五月会、日比谷倶楽部、向陽会、新風会、清友会、法曹倶楽部
大阪弁護士会	友新会、一水会、法曹同志会、法友倶楽部、法曹公正会、春秋会、五月会 <若手の会>
愛知県弁護士会	清流会、烏合会、公正倶楽部、無名会、法曹維新会 <若手の会>